

岩手県議会議員会館清掃等業務委託 仕様書

岩手県議会議員会館清掃等業務委託は、この仕様書の定めるところにより実施するものとする。

1 業務内容

- (1) 議員会館内の清掃
- (2) 議員室における宿泊の準備及び後片付け
- (3) 寝具類等の洗濯及び整理整頓
- (4) 窓ガラスの清掃並びに網戸の取り付け、取り外し及び洗浄
- (5) 廃棄物の処理
- (6) 工事等の特別の事情がある場合は、上記業務に代えて行う委託者が指示する清掃業務

2 従事者

- (1) 従事者は、全て身元確実な者で、本書に定める作業内容を十分行い得る経験者を配置すること。
- (2) 受託者は、通常、会館内部の業務を行う従事者の名簿を提出すること。従事者の変更があった場合も同様とする。
- (3) 従事者は、作業中は一定の被服を着用し、上着には会社名及び氏名を記載した名札を付けること。
- (4) 従事者の被服については、常に清潔を保つよう留意すること。

3 作業時間等

- (1) 作業は、毎日午前8時から午後7時までの間に行うこと。
ただし、8月14日から8月16日までの3日間及び12月29日から翌年の1月3日までの6日間は、委託者の指示により作業を行うこと。
- (2) 従事者は、作業終了次第退館するものとする。

4 責任者の選任

受託者は、連絡調整に当たらせるため従事者の中から責任者を1名選任し、委託者に報告すること。

5 作業の一般的仕様

- (1) 作業の詳細な内容については、委託者の指示に従うこと。
- (2) 議員の執務、来客等の会館業務に支障のないよう注意すること。
- (3) 作業に要する洗剤、機械及び器具等の清掃材料は、全て受託者負担とする。
- (4) 清掃材料は品質良好なものを使用すること。
- (5) 清掃材料は、引火、爆発等の危険のあるものを使用しないこと。また、使用する箇所に合った適切なものを使用すること。
- (6) 便所等の清掃材料は、他の箇所のものとは区分し、衛生面にも留意すること。
- (7) 作業に使用する機械、器具等の取り扱いにより、衝撃、湿気等で備品その他を損傷させないこと。
- (8) 拭き掃除は、常に清潔な水を用いるとともに、洗剤、水分を完全に拭き取り、跡が残らないようにすること。
- (9) ガラス器具、鏡、陶器類及び金属部分の清掃仕上げは、乾布を使用すること。
- (10) ゴミの中から、処分することが疑問と思われる書類及び資料等を発見したときは、委託者に報告し指示を受けること。

6 作業の個別仕様

(1) 清掃

ア 作業の方法及び基準等については清掃作業基準（別紙1）のとおりとする。ただし、汚れの状況により随時適切に対処すること。

イ 窓ガラス及び網戸に係る作業実施日については、2週間以上前から日程を調整すること。

(2) 宿泊の準備等

（当日）

ア 布団敷き

イ ポットの備付け

（翌日）

ア 布団上げ（押入れ）

イ 敷布、枕掛及び丹前下の洗濯

ウ 茶器等の確認（補充）

(3) 寝具類の洗濯及び整理整頓

ア 議員室から回収した敷布等は、洗濯乾燥後にたたんで元の議員室に備えつけること。

イ 布団カバー及び毛布カバーは、定期的に洗濯をすること。

ウ 押入れの寝具類は、定期的に日光乾燥させること。

(4) 廃棄物の処理

収集したゴミ等は、所定の場所に集め、週1回以上処理すること。

7 その他

(1) 清掃業務除外区域

次に掲げる区域は、清掃業務の対象としない。

ポンプ室 倉庫 調理人室 従業員室 厨房 食堂 発電機室

清掃作業基準

区分	室数等	内 容	基 準
議員室 応接室 会議室	和室 8 畳：16 室 和室 6 畳：27 室 洋室 6 畳：9 室 洋室 8 畳：3 室 1 室 (17.5 畳)	(1) 壁、天井、障子及び照明等のハタキかけ (2) 床、畳及びカーペット等の掃除機かけ (3) テーブル等備品、洗面台及びひ棚等の拭き掃除	週 1 回以上 ただし、議員和室は宿泊の翌日、 その他は利用後必ず清掃 ※ 参考 令和 2 年度～令和 4 年度 平均利用者数 1,664 人
ロビー 宿直室	1 室 (43 m ²) 1 室 (4.5 畳)	同上	毎日
事務室	1 室 (22.8 m ²)	同上	週 1 回
洗面所	6 箇所	(1) 流しの洗浄 (2) 床の掃除機かけ及び拭き掃除 (3) タイル部分の拭き掃除 (4) 冷水機の清掃及び水補給	利用がある日 ※ 参考 令和 2～4 年度平均 宿泊利用日数 292 日
湯沸室	4 箇所	(1) 流しの洗浄 (2) 床の掃除機かけ及び拭き掃除	週 1 回
浴 室 小浴室	1 箇所 1 箇所	(1) 夕方のお湯入れ (2) 風呂桶、タイル、腰掛け等の洗浄 (3) スノコの洗浄及び乾燥 (4) 窓または換気扇による室内除湿	利用がある日 ※ 参考 令和 2～4 年度平均 宿泊利用日数 292 日
脱衣室	2 箇所	(1) 床の掃除機かけ及び拭き掃除 (2) 洗面台及び棚等の拭き掃除	利用がある日 ※ 参考 令和 2～4 年度平均 宿泊利用日数 292 日
乾燥室	1 室	(1) 流しの洗浄 (2) 床の掃除機かけ及び拭き掃除	毎日
健康ルーム	1 室 (24.325 m ²)	(1) 床の掃除機かけ及び拭き掃除	週 1 回
便 所	10 箇所 ※ 1 階→4 箇所 2 階以上→6 箇 所	(1) 便器の洗浄 (2) 小便器の芳香剤補充 (3) 床の拭き掃除 (4) タイル部分の拭き掃除	1 階は毎日 2 階以上については利用がある日
廊 下	3 階 (一部 4 階) 建て	(1) 床の掃除機かけ	週 1 回以上
階 段	4 階建て 1 箇所 3 階建て 1 箇所	(1) 床の掃除機かけ及び拭き掃除 (2) 手すり等の拭き掃除	週 1 回以上
玄関ホール ポーチ	1 箇所 1 箇所	(1) 床の掃除機かけ (2) コンクリート部分の掃き掃除及び拭き掃除 (必要に応じ水洗浄) (3) 靴及びスリッパの整理整頓 (4) ガラスの拭き掃除 (程度による)	毎日
ボイラー室	1 室	(1) 床の掃き及び拭き掃除	週 1 回
窓ガラス 窓 枠 網 戸	各部屋等	(1) 窓ガラス及び窓枠の拭き掃除 (2) 網戸の取り付け (3) 網戸の取り外し及び洗浄	年 2 回 6 月、10 月 年 1 回 6 月のガラス清掃時 年 1 回 10 月のガラス清掃時

共 通	各部屋等	(1) 吸殻の処理、灰皿の洗浄	毎日
		(2) ゴミの収集	
		(3) ペーパータオル、トイレトペーパー等の補充	
		(4) 戸締り及び火の元の確認	
		(5) 畳の拭き掃除	年2回
		(6) ゴミ箱、汚物入れの洗浄	程度による
		(7) 室内及び押入等の換気	天候に応じて随時
		(8) ドアノブ及び手当たり部分の拭き掃除	各箇所の清掃時